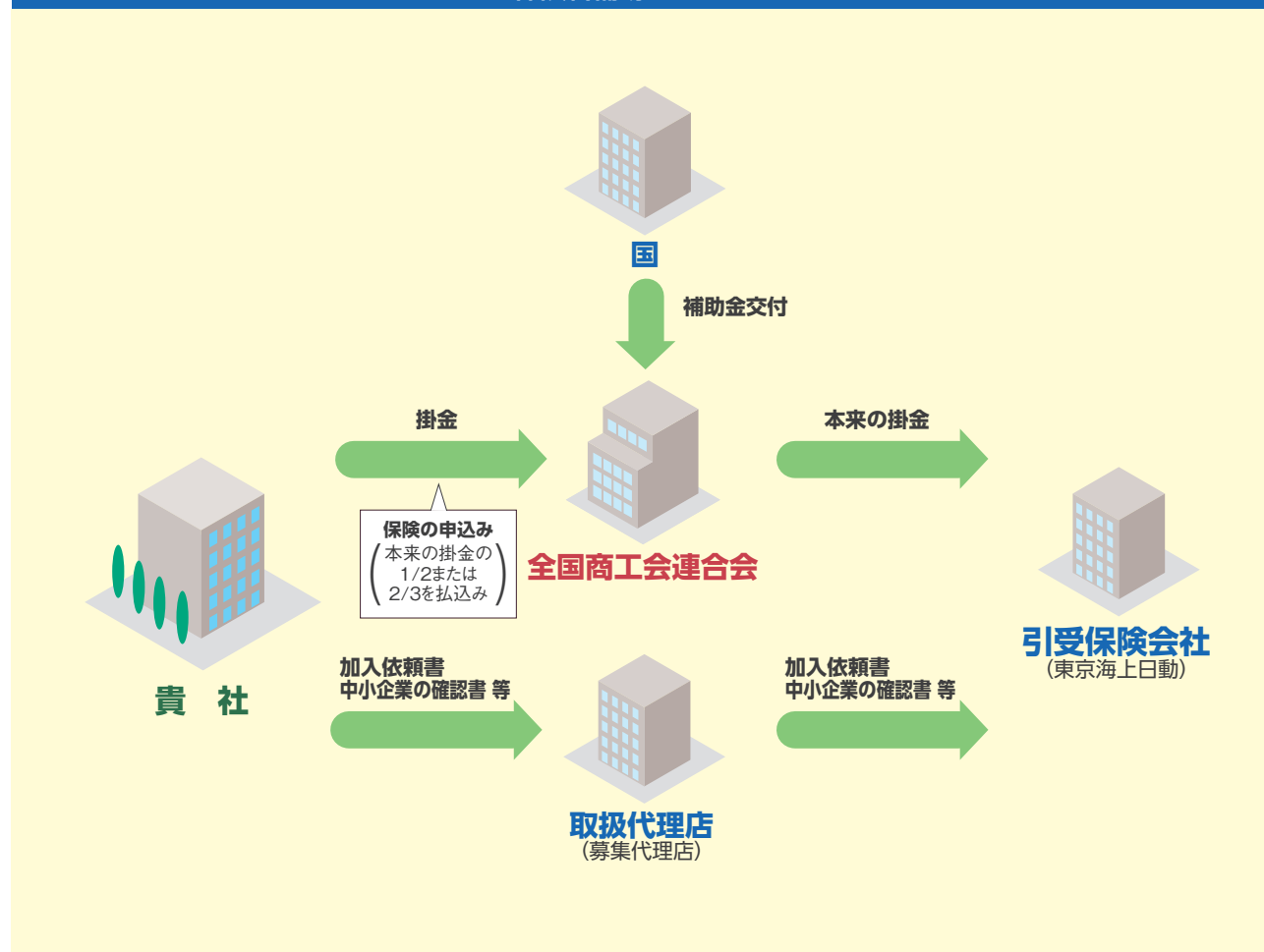


保険料補助制度の仕組み

保険料補助イメージ図



〈保険料補助制度全般に関するお問い合わせ先〉

特許庁 国際協力課 海外展開支援室 TEL:03-3581-1101(代表) 内線 2577

保険料の払込方法

払込方法 一時払のみ

お振込み締切 指定口座へ6月20日(金)までにお振込みください。
※振込手数料は加入者様のご負担とさせていただきます。

振込先

金融機関名: 三井住友銀行 新橋支店
口座番号: 普通 2321246
口座名義人: 全国商工会連合会

中途加入の場合は、中途加入始期日の属する月の前月20日(*)までにお振込みください。(*)金融機関休業日の場合は前営業日

お問い合わせ先

〈取扱代理店〉

〈引受保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社

〈担当課支社〉

E14-85080(9)改定202504 25T-000069(2025年4月作成)

商工会 会員の皆様へ

海外知財訴訟費用保険制度のご案内



商工会の グローバルガード

海外知財訴訟費用保険制度

知的財産権訴訟費用保険

保険期間 2025年7月1日午前0時～2026年6月30日午後12時

募集締切日 2025年6月20日(金)
(保険料振込締切日)

●中途加入は毎月受付中
毎月20日までに保険料をお振込みいただいた月の翌月1日の午前0時の補償開始で
ご加入いただけます。
中途加入の場合、補償期間は2026年6月30日午後12時までです。
なお、保険料補助制度の関係上、2026年2月1日始期分まで中途加入が可能です。

全国商工会連合会

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社
Tokio Marine&Nichido Fire Insurance Co.,Ltd

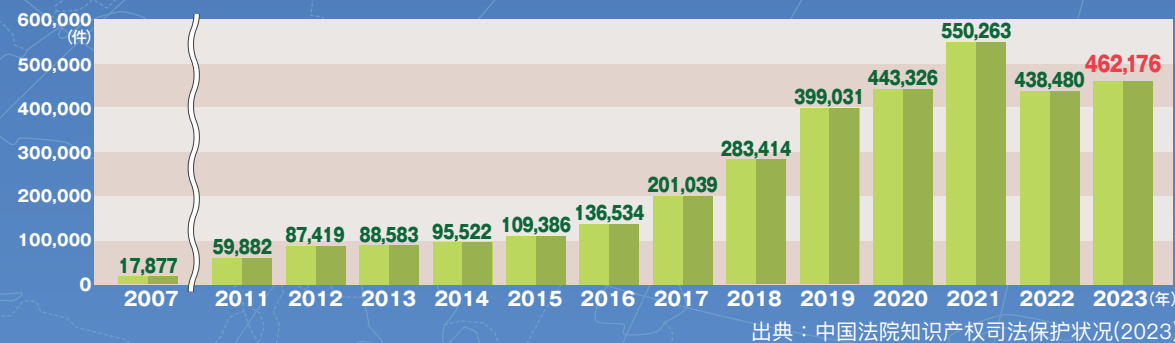


海外での知財係争による経営 リスクから皆様をお守りします。

！ 海外知財訴訟リスクの高まり

中小企業等による外国出願件数や現地企業等による出願件数の増加に伴い、知的財産権(知財)の侵害訴訟件数が増加しています。新興国等で知財係争に日本企業が巻き込まれるリスクが高まりつつあります。

● 中国における知的財産訴訟件数の推移

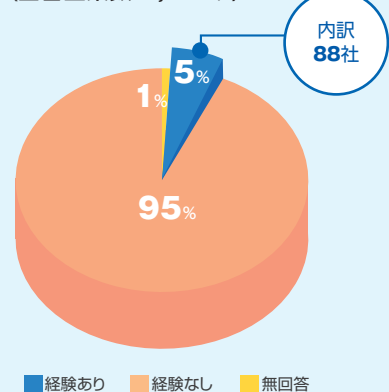


！ 海外での知財訴訟は高額な係争費用が負担に

- ① 外国出願経験のある中小企業へのアンケート調査※によると、**回答企業の5%が海外で警告等を受けた経験**があります。
- ② 係争のきっかけとしては、警告状によるケースが多いですが、**警告もなく、突然、差し止めされたり、訴状が届く**というケースも散見されます。
- ③ 対抗措置として司法的措置をとったケースは40%となっており、**高額な訴訟費用が必要になる可能性が高い**です。一方専門家の支援を受けて、訴訟に至らずに解決されたケースも多く、係争発生から迅速な専門家の支援が有効です。

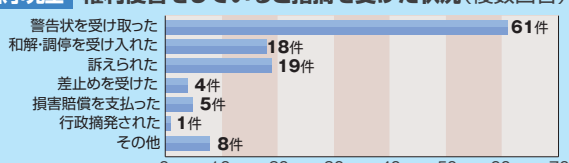
※2023年度外国出願補助金に係るフォローアップ調査報告書(特許庁)

■ 権利侵害をしていると指摘を受けた経験(回答企業数 1,523社)

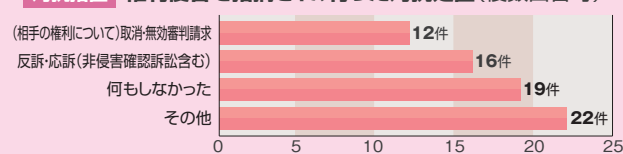


内訳
88社

■ 係争発生 権利侵害をしていると指摘を受けた状況(複数回答)



■ 対抗措置 権利侵害を指摘され、行った対抗処置(複数回答可)



経営リスクに対する備えは十分ですか…？

- 海外知財訴訟は、他の民事訴訟に比べ上記の特徴があるため、巻き込まれた場合のリスクが高く専門的対応が必要であり、数百万円を超える高額な係争費用が必要となります。
- 高額な係争費用の発生は経営リスクであり、万が一の備えがないと、正当な権利を主張することもできず、**事業撤退もしくは会社の存続の危機に追い込まれる**可能性があります。

知的財産権についてはP.4をご参照ください。

POINT

高まるリスクから 幅広い補償でお守りします

1 補償エリアは「全世界(日本・北朝鮮を除く)」と「アジア地域*1」から選択ができます!

*1 アジア地域…日本、北朝鮮を除く。「アジア」の定義は外務省ホームページ(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asia.html>)の「地域別インデックス(アジア)」に準拠します。

2 高額な訴訟費用に対応できます!

支払限度額は**500万円、1,000万円、3,000万円、5,000万円**から選択ができます。



実際の保険料に対して、 国(特許庁)から1/2^(注)相当額の 保険料補助があります。

※保険料補助制度の関係上、2026年2月1日中途加入までが対象です。

注:2024年度に本保険料補助制度をご利用されたご加入事業者は、2025年度は保険料の1/3相当額が補助されます。(保険料の2/3を実際にお支払いいただきます。)

※端数処理により、保険料補助金額が1/2(2回目以降の場合1/3)を下回ることがあります。

保険料補助制度の対象となる方

保険料補助制度の対象となるのは、下表のとおり中小企業基本法に定められている中小企業者であって、商工会の会員事業者に限ります。

業種	資本金	従業員数
小売業	5,000万円以下	または 50人以下
サービス業	5,000万円以下	または 100人以下
卸売業	1億円以下	または 100人以下
製造業 その他	3億円以下	または 300人以下

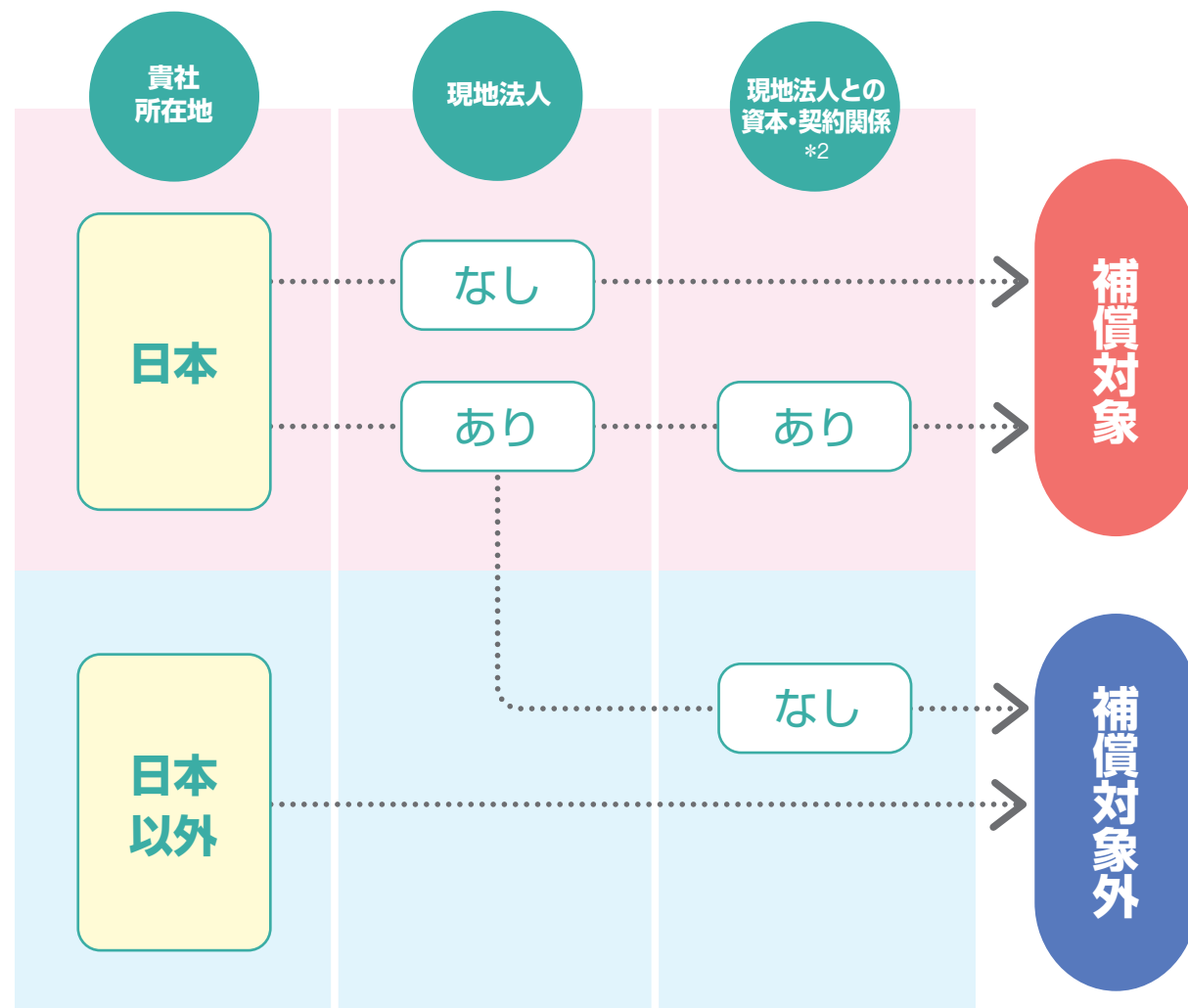
※ご加入時に上記中小企業に該当するか、確認書等をご提出いただき、確認させていただきます。確認後に、中小企業基本法に定められている中小企業者でないことが判明した場合は、保険料補助制度の対象外として、不足する掛け金の額を追加で請求させていただきます。また、ご契約を解約した場合には、補助金の金額を追加で請求させていただきますのでご承知置きください。



国からの保険料補助金が予算上限金額に達した場合の掛け金負担額

国からの保険料補助金がないものとして、本来の掛け金の全額をお支払いいただきますのでご承知置きください。

補償対象判定フロー*1



*1 知財訴訟の係争指揮の主体が貴社である場合に限り。

*2 加入者証に記載される保険適用地域に所在する貴社と資本関係のある法人や貴社と販売委託契約、販売代理店契約またはライセンス契約等の契約関係のある販売店を、以下「現地法人等」といいます。ただし、現地法人等が貴社の指揮、監督等を一切受けずに行う業務や現地法人等が独自に開発した製品・独自に使用する知的財産権は補償対象外です。

ご加入にあたって

以下4点についてご確認、選択をしてください。

- 1 保険適用地域**
アジア地域*3/全世界(日本・北朝鮮を除く)
- 2 売上高(百万円)**
- 3 支払限度額(加入プラン)**

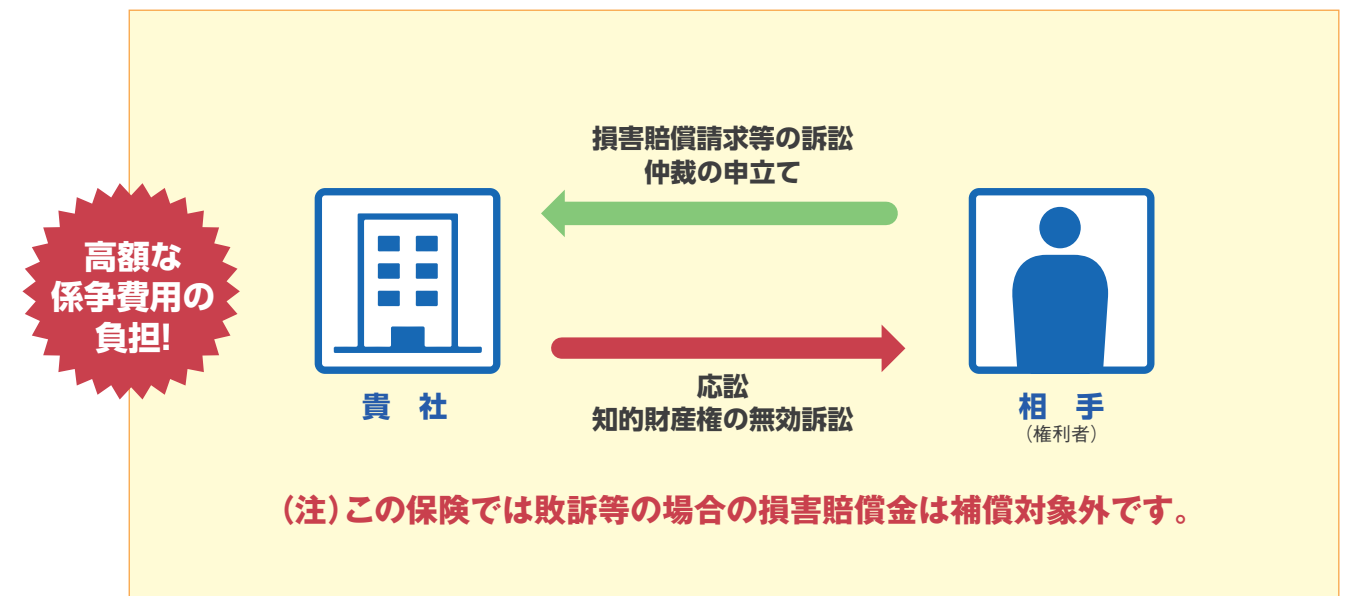
支払限度額(1訴訟/保険期間中)		免責金額
プランA	500万円	10万円(1訴訟)
プランB	1,000万円	
プランC	3,000万円	
プランD	5,000万円	

- 4 中小企業基本法に定める中小企業者かどうか(詳細は2ページをご参照ください。)**

*3 アジア地域…日本、北朝鮮を除く。「アジア」の定義は外務省ホームページ(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asia.html>)の「地域別インデックス(アジア)」に準拠します

保険金をお支払いする場合

貴社(被保険者:保険の補償を受ける事ができる方)または現地法人等*1の製品やサービスの提供等によって、加入者証に記載される保険適用地域において、第三者の知的財産権を侵害したことまたは侵害するおそれがあることを理由として保険期間中に貴社または現地法人等*1がその権利者から損害賠償請求等の訴訟の提起または仲裁の申立てを受けることにより生じた費用を貴社または現地法人等*1が負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。



*1 加入者証に記載される保険適用地域に所在する貴社と資本関係のある法人や貴社と販売委託契約、販売代理店契約またはライセンス契約等の契約関係のある販売店を、以下「現地法人等」といいます。ただし、現地法人等が貴社の指揮、監督等を一切受けずに行う業務や現地法人等が独自に開発した製品・独自に使用する知的財産権は補償対象外です。

損害賠償請求等は、日本国または加入者証に記載される保険適用地域内にある外国の法令に基づき行われる次の請求*2をいいます。

- ア. 損害賠償請求
- イ. 差止請求
- ウ. 信用回復措置請求
- エ. 不当利得返還請求

*2 請求に付随してなされる審査、審判または訴訟による知的財産権に関する有効性の確認の求めを含みます。

そもそも… 知的財産権とは

発明、考案、意匠、著作物など、人が考案して生み出されたもので、**具体的には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権などがあります。知的財産権は各国の法令により定められており、独占的に利用できる権利が保護されています。**著作権については、特許権、実用新案権、意匠権、商標権に相当すると認められるものに限り。

特許権	実用新案権	意匠権	商標権
新規の発明をした者に与えられる独占権	物の形状、構造、組み合わせに関する考案に与えられる独占権	物のデザインの独占権	自社の商品と他社の商品を区別するための文字、図形、記号、色彩などの独占権



お支払いの対象となる費用

- (1) 貴社または現地法人等*1が権利者から訴訟の提起等を受けた日以後に貴社または現地法人等*1が負担した訴訟等に関する必要かつ有益な費用(弁護士報酬、鑑定費用またはその他の費用)で引受保険会社(東京海上日動)がその支出につき事前に承認したもの
- (2) 貴社または現地法人等*1が権利者から損害賠償請求等の訴訟を提起された後に、次のいずれかに該当する理由で貴社または現地法人等*1が引受保険会社(東京海上日動)の承認を得て、提起する訴訟または請求する無効の審判もしくは再審のために、貴社または現地法人等*1が負担した必要かつ有益な費用で引受保険会社(東京海上日動)がその支出につき事前に承認したもの

- ① 訴訟の提起それ自体が違法であること
- ② 訴訟の対象となっている第三者権利の主張または行使の方法が違法であること
- ③ 訴訟の対象となっている第三者権利が無効または行使不能であること

- (3) 貴社または現地法人等*1が引受保険会社(東京海上日動)の承認を得て行う、(1)または(2)に規定する訴訟の判決、決定もしくは命令に対して提起する上訴、仲裁の判断に対して提起する取消しの訴訟または審判の審決に対して請求する再審もしくは提起する訴訟(以下「上訴等」といいます。)または権利者が行う上訴等に関して、貴社または現地法人等*1が負担した必要かつ有益な費用で引受保険会社(東京海上日動)がその支出につき事前に承認したもの

ただし(1)から(3)までの費用には、次のものを含みません。

- | | |
|---|--|
| ① 貴社または現地法人等*1が支払うべき損害賠償金(和解金、解決金、懲罰的損害賠償金等名称が何であるかを問いません。)、不当利得返還金、実施料、罰金、過料およびこれらに準ずるもの | に準ずる費用 |
| ② 貴社または現地法人等*1が支払うべき、損害賠償、差止め、信用回復措置または不当利得返還を履行するための費用 | ⑤ 貴社または現地法人等*1または貴社または現地法人等*1の役職員のうち、訴訟等の対応に常時従事している者が要した交通費、宿泊費およびこれらに準ずる費用(ただし、証人となった場合を除きます。) |
| ③ 権利者が支払うべき費用 | ⑥ 貴社または現地法人等*1が支払う通訳費用または翻訳費用のうち、法令、仲裁規則、裁判所の命令または仲裁人の決定により必要となったもの以外の費用 |
| ④ 貴社または現地法人等*1または貴社または現地法人等*1の役職員の報酬、賞与、給料、手当およびこれら | ⑦ 知的財産権の侵害にかかわりのない費用 |



保険金のお支払い方法

- 1 訴訟あたり「負担した費用」の額のうち、その額から免責金額を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。



保険金をお支払いできない主な場合

- (1) 直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由によって生じた損害については、保険金をお支払いできません。

- | | |
|--|---|
| ① 保険契約者、貴社または現地法人等*1またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失 | ⑤ 加入者証記載の保険適用地域以外で発生した知的財産権の侵害 |
| ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 | ⑥ 第三者権利の実施または使用に関する契約を貴社または現地法人等*1と締結している者または締結していた者と、貴社または現地法人等*1の間のその第三者権利に関する訴訟等 |
| ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 | |
| ④ 核燃料物質もしくはこれによって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 | 等 |

- (2) 保険期間が開始した場合においても、次のいずれかに該当するときは、保険金をお支払いできません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に訴訟の提起等を受けたとき。
- ② この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に、保険契約者または貴社または現地法人等*1が、訴訟の提起等を受けるおそれがあることを知ったときまたは知ったと合理的に推定されるとき。
- ③ この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または貴社または現地法人等*1が訴訟の提起等を受けるおそれがあることを知った時または知ったと合理的に推定される時が、その時の保険契約の保険期間の開始時から、その保険契約の保険料を領収した時までの期間中であったとき。

*1 加入者証に記載される保険適用地域に所在する貴社と資本関係のある法人や貴社と販売委託契約、販売代理店契約またはライセンス契約等の契約関係のある販売店を、以下「現地法人等」といいます。ただし、現地法人等が貴社の指揮、監督等一切を受けずに行う業務や現地法人等が独自に開発した製品・独自に使用する知的財産権は補償対象外です。



ご注意事項

◆もし事故が起きたときは

ご契約者または被保険者は、被保険者等が権利者から訴訟の提起等を受けた場合は、遅滞なく、権利者の氏名または商号およびその者に関して有する情報・侵害したとされたまたは侵害するおそれがあるとされた第三者権利およびその内容・侵害の具体的内容・訴訟の提起等を受けた日および訴訟の提起等を受けるおそれがあることを知った日・権利者との交渉の内容その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社(東京海上日動)にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。(保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。)

◆ご加入の際のご注意

〈補償の重複に関するご注意〉

補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

〈告知事項〉

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。(※)引受保険会社(東京海上日動)の代理店には、告知受領権があります。

〈通知事項〉

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社(東京海上日動)にご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

〈反訴の提起等および上訴の提起等の通知〉

- (1) ご契約者または被保険者は、被保険者または現地法人等(※1)が、権利者から損害賠償請求等の訴訟を提起された後に、知的財産権訴訟費用保険普通保険約款第2章第2条(損害の範囲)(2)の①から③までに規定する理由による訴訟の提起または無効の審判もしくは再審の請求(以下「反訴の提起等」といいます。)を行う場合、または、第2章第2条(1)または(2)に規定する訴訟の判決、決定もしくは命令に対する上訴の提起、仲裁の判断に対する取消しの訴訟の提起または審判の審決に対する再審の請求もしくは訴訟の提起(以下「上訴の提起等」といいます。)を行う場合または権利者が上訴の提起等を行った場合は、反訴の提起等または上訴の提起等の内容および引受保険会社が必要と認める事項につき書面をもって引受保険会社に通知しなければなりません。
- (2) ご契約者または被保険者は、反訴の提起等を行う場合は、(1)に規定する通知とあわせて、反訴の提起等の正当性を判断する、引受保険会社が承認した専門家の鑑定書を引受保険会社に提出しなければなりません。
- (3) ご契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)または(2)の規定に違反した場合、または知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社は保険金を支払いません。既に保険金を支払っていたときは、引受保険会社は、その返還を請求することができます。

〈重大事由による解除〉

- (1) 引受保険会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① ご契約者または被保険者または現地法人等(※1)が、引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または現地法人等(※1)が、この保険契約に基づく保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ ご契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - A. 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。以下同様とします。))に該当すると認められること。

- (※1) 加入者証に記載される保険適用地域に所在する貴社と資本関係のある法人や貴社と販売委託契約、販売代理店契約またはライセンス契約等の契約関係のある販売店を、以下「現地法人等」といいます。ただし、現地法人等が貴社の指揮、監督等一切を受けずに行う業務や現地法人等が独自に開発した製品・独自に使用する知的財産権は補償対象外です。
- (※2) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

このパンフレットには、ご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、保険期間終了時まで保管してご利用ください。

保険期間中に、本制度の加入対象者でなくなった場合は、脱退の手続きをいただく必要がありますが、終期までは補償を継続することが可能なケースがありますので、本パンフレット最終ページ記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

加入内容変更をいただいてから1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、代理店担当者へ、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

- この保険契約は、全国商工会連合会を保険契約者とする商工会会員向けの知的財産権訴訟費用保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全国商工会連合会が有します。「海外知財訴訟費用保険制度」は、本制度のベトナムです。
- ご加入の対象となる方は、商工会会員事業者に限りますので、ご確認のうえお申し込みください。団体の構成員でなくなった場合は、取扱代理店までご連絡ください。

このパンフレットは、知的財産権訴訟費用保険の概要についてご紹介したものです。保険の内容の詳細は知的財産権訴訟費用保険普通保険約款、および特約条項によります(団体契約者にお渡ししています)が、保険約款等の内容の確認を希望される方は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。なお、ご不明な点等がある場合には、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 (通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間:平日午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)